

サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和8年
4月22日
Vol. 11

コード決済サービスの不正利用被害に遭わないために

「〇〇ペイ」などのコード決済サービスのアカウントを乗っ取り、店舗で電子たばこやゲーム機などの高額な商品を不正に購入する事案が発生しています！



コード決済利用者の方へ ～アカウントを乗っ取られないために～

- ◆ 不審なメールなどのリンクには安易にアクセスしないこと
- ◆ 正規アプリや事前に登録したブックマークからアクセスすること
- ◆ 指紋認証や顔認証などの生体認証や、ログイン通知サービスの活用などによりセキュリティを強化すること



今すぐチェック!!!

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25924.html>

政府広報オンライン「スマートフォンのセキュリティ対策できていますか？ 4つのポイント」

事業者（店舗）の方へ ～不正に商品をだましとられないために～

- ◆ **コード決済画面表示を確実に確認すること**
コード決済により換金性のある高額な商品を大量に購入しようとする者に対しては、コード決済画面をスクロールさせるなどして、スクリーンショット画像ではないことなどを確認すること
- ◆ **不正行為を見つけたら警察に通報すること**
コード決済に手間取るなど不審点がある場合は複数の店員で対応し、不正行為を見つけたら警察に通報すること



愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 089-934-0110(代)

